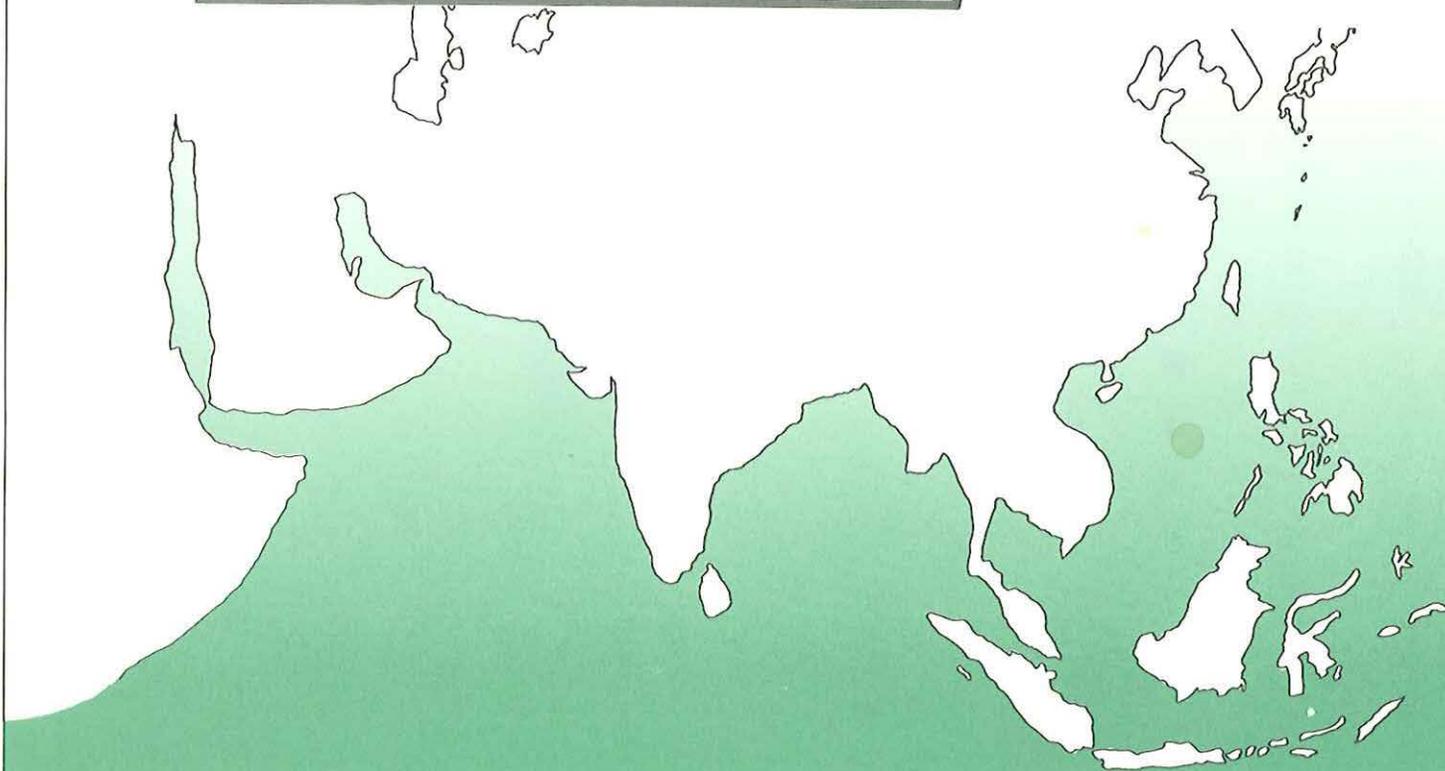


Asian Population & Development

アジア

人口と開発



1984・No.9

財団法人 アジア人口・開発協会 (APDA) 発行

目次

巻頭言

..... 1

中国国勢調査と一〇%集計結果
による中国人口事情

..... 2

— 中国国家统计局公表解説 —

吉林出産力調査村を訪ねて思うこと

..... 14

日本大学研究所教授 小林和正

インド・タイを予備調査して

..... 20

(財)アジア人口・開発協会参与 船津準二

APDA・日誌

..... 27

(財)アジア人口・開発協会発足に至る経緯

..... 28

(財)アジア人口・開発協会 寄付行為

..... 42

巻頭言

ことし二月、インドのニューデリーで「人口と開発に関するアジア議員フォーラム第一回大会」が開かれたが、八月にはメキシコ市で国連主催の「国連人口会議」が開かれる。

人口問題は国家百年の計の基礎であるが、同時に単に一国家だけの問題だけではなく、地球的視野で「平和・共存」という全人類の立場から捉え、対応していかなければならない——という国際世論が高まりつつあることは歓迎すべき風潮である。

わが国は、人口の多いアジア地域で、人口増加を抑え、多産多死から少産少死への人口転換に成功した唯一の国として、世界各国から注目されている。その「人口先進国」のわが国にも、有史以来の初の試練が待ち構えている。

それは、高齢化社会の到来である。人口問題審議会は、六月二十日、十年ぶりに「人口白書」を発表したが、今回の白書は、高齢化社会に適切に対応していくために、社会の仕組みを変え、高齢者が福祉の担い手として積極的に社会の活力向上に一役買い、生きがいを持って人生を全うできる社会を作ることが大切だと指摘している。

わが国では生産年齢人口（十五才から六十四才）が昭和五十五年（一九八〇年）には七・四人で一人の老人を扶養していたが、二十一世紀初めには四・三人で一人を、さらに二千二十五年には二・九人で一人を扶養しなければならなくなる。若者には気の遠くなる話だ。社会の仕組みを人生八十年時代に合う寸法に直さなければならぬ——と白書も強調している。高齢化社会の対応には日本の将来がかかっている。同時に、アジア、そして世界の人口問題解決という視点からも大きな使命がかかっている。

中国国勢調査と一〇%集計結果に よる中国人口事情

中国国家统计局公表解説

一九八二年七月一日付で実施された中国の国勢調査は、全世界の注目を集め今年（一九八四年）末の公表がまたれるところであるが、その一〇%集計が去る三月公表された。

中国総人口数などは、〇、一%抽出集計時に公表されたが、一〇%集計によって、年齢構成、婚姻、教育等文化、などについてかなり詳細な結果が公表された。

中国国家统计局が解説公表したものの中から、年齢構成、寿命、婚姻、出産、教育（文盲率）などについて、当協会が入手した統計局公表（解説文）を翻訳した。

はじめに

中国の第三回人口センサスは一九八二年七月一日に実施された。

今回のセンサスの特徴は、①中国全土に人口センサスの為の世帯名簿を作成し、これにより重複申告、申告漏れを防いだこと

②出産項目（女子の出産回数と子供の数、八一年度の出産状況等）が導入されたこと。また八一年度の死亡も同時に調査され出生率、死亡率、自然増加率が直接推定できるようになっている ③就業について（就業状況、職種、業務内容等）の調査が行われたこと

④世帯事項（世帯情況、世帯住所、世帯員数、世帯内の八一年度出産及び死亡）の項目が導入されたこと、が挙げられる。

編集者注

調査項目は十九項目からなり、近代的センサスの形態がとられている。

この人口センサスの結果は第一次速報（一九八二年十月二七日に発表）引き続き、一〇%抽出集計として発表された。以下は、中国人口基礎調査団の入手した一〇%抽出集計要約である。

尚全数集計は、一九八四年末に発表予定。

中国の第三回人口センサス・データの処理業務に又新たな成果が上がった。すなわち、一九八二年十月手集計による主要データの発表に引き続き、コンピューターによる一〇%抽出集計が順調に完了した。

抽出集計は、無作為（随机）、均等（等距）、グループ分け（整群）による抽出方法を採用全国で十%にあたる生産隊と住民小組からデータ抽出を行った。（一般に生産隊は四〇〜五〇戸、住民小組は約二〇〇人よりなる。）全国では合計六五九、七五九個所の生産隊と住民小組一億三八万人である。データ処理はコンピュータにより行った。

データ抽出方法により、データの分布は平均化しており、一〇%抽出集計のデータの代表性はきわめて高くデータ処理の質も高い。実際の誤差率は国家規定の許容誤差よりたいてい低く、国際的にも高い水準に達している。

一〇%抽出集計は豊富な内容で、人口の地区分布、民族、教育程度、就業と職業の種類、家庭・婚姻・出産等の六章と要約よりなっている。

この資料は、中国の人口と社会経済状況の理解、政策の制定と計画及び学術研究の推行に等しく重要な参考資料となる。この資料のすべてのデータは、国务院人口センサス

弁公室と国家統計局人口統計司編纂により全頁約五〇〇余頁の本として中国統計出版社から出版された。主要データは、それぞれの関連の部門に同意を得、これを掲載した。また、必要な説明を加えて広範な続者の参考に供している。これらのデータは専門的な注釈を除いて、すべて一〇％抽出集計に基づいており推計のデータではない為利用時には注意載きたい。

一、中国の人口年令構成

(一) 中国の人口は、増加型から安定型への過渡期にある。(左表参照)

	中国の人口 年令構成(%) (1982年抽出集計)	国際的にみた標準人口発展形態(%)		
		増加型	安定型	減少型
総人口	100	100	100	100
0～14才	33.6	40	26.5	20
15～49才	51.3	50	50.5	50
50才及び50才以上	15.1	10	23.0	30

第三回人口センサスと、前二回の人口センサスの年令構成の違いは左図を参照して欲しい。

一九八二年の人口年令基本構成からみると〇才人口、一才～六才の就学前児童人口、七～十二才の学齡児童の総人口における比率は、

(図1)
1953年度中国人口年令構成図

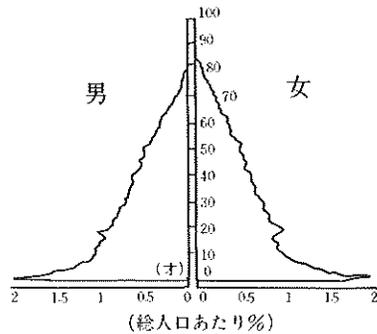


表1 中国の人口年齢基本構成（総人口あたり…%）

	1953年	1964年	1982年(10%抽出集計)
総人口	100	100	100
0才	3.35	4.13	2.07
1～6才	17.27	15.50	11.33
7～12才	12.02	16.57	14.94
出産適令女子(15～49才)	23.46	21.98	24.75
生産年齢人口	52.84	49.51	54.86
男(16～59才)	28.09	26.54	29.29
女(16～54才)	24.75	22.97	25.57
男60才・女55才以上人口	9.11	7.84	9.27

これは、一九五三年の人口センサスの二二、七四才に比べて〇、一七才上がっている。

（表一参照）

（二）中国の人口の平均年齢は上がっている。一九八二年第三回人口センサスの平均年齢は二二、九一才であった。（つまり、中国の国民の半数が、二二、九一才以下である。）

これは、一九五三年の人口センサスの二二、七四才に比べて〇、一七才上がっている。

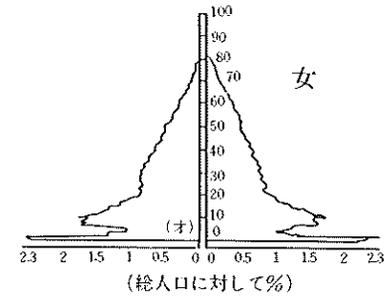
（表一参照）

（二）中国の人口の平均年齢は上がっている。一九八二年第三回人口センサスの平均年齢は二二、九一才であった。（つまり、中国の国民の半数が、二二、九一才以下である。）

一九五三年と一九六四年の二回の人口センサス時の比率に比べて下がっている。これは、計画出産と人口増加控制の成果である。出産適令女子（十五～四九才）と生産年齢人口（中国の現行規定では男子十六～五九才、女子十六～五四才である）が占める率は前二回の人口センサスに比べると高くなっており、これは建国以来

(図2)

1964年度中国人口年齢構成図



(図3)

第三次人口センサス人口年齢構成図
(10%抽出集計前)

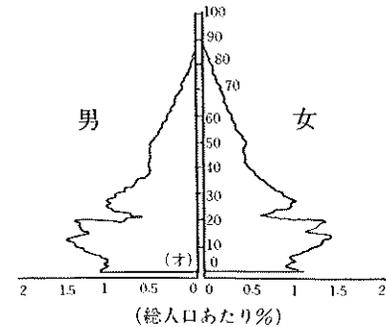


表2 平均年齢数と老年人口・年少人口比率

地 区	平均年齢 (才)	老年人口 (65才以上) %	年少人口 (0~14才) %	老年・年少人口比率 (年少人口を100とする)	地 区	平均年齢 (才)	老年人口 (65才以上) %	年少人口 (0~14才) %	老年・年少人口比率 (年少人口を100とする)
29省、市、自治区平均	22.91	4.91	33.60	14.61	15. 吉林省	22.33	3.97	33.18	11.96
1. 上海市	29.28	7.37	18.10	40.75	16. 河南省	22.27	5.23	34.92	14.97
2. 北京市	27.19	5.64	22.12	25.49	17. 黒龍江省	21.58	3.42	34.83	9.83
3. 天津市	26.60	5.54	24.24	22.84	18. 西藏自治区	21.45	4.64	36.98	12.54
4. 江蘇省	25.54	5.54	28.99	19.10	19. 内蒙古自治区	21.19	3.61	35.41	10.19
5. 河北省	24.72	5.66	30.78	18.39	20. 福建省	20.68	4.34	36.53	11.89
6. 浙江省	24.69	5.77	29.33	19.68	21. 安徽省	20.18	4.08	36.15	11.30
7. 遼寧省	24.58	4.80	28.78	16.69	22. 甘肅省	20.13	3.48	36.36	9.57
8. 山東省	24.56	5.63	31.02	18.16	23. 廣西壮族自治区	20.01	5.11	37.39	13.68
9. 四川省	23.41	4.67	34.42	13.58	24. 江西省	19.67	4.51	38.90	11.60
10. 湖北省	23.02	4.99	32.76	15.23	25. 新疆维吾尔自治区	19.48	3.73	39.72	9.39
11. 山西省	22.99	4.99	33.31	14.97	26. 云南省	19.39	4.51	39.17	11.52
12. 陝西省	22.89	4.58	33.09	13.83	27. 貴州省	18.76	4.68	40.88	11.45
13. 廣東省	22.54	5.44	33.87	16.06	28. 青海省	18.42	2.71	40.78	6.64
14. 湖南省	22.48	4.97	33.92	14.66	29. 寧夏回族自治区	18.32	3.25	41.44	7.84

表3 老年人口と年少人口の負担係数

		1982年	1964年	1953年
総人口に対して (%)	0~14才	33.6	40.7	36.3
	15~64才	61.5	55.7	59.3
	65才及び65才以上	4.9	3.6	4.4
負担係数 (%)		62.6	79.4	68.6
(1) 0~14才人口に対して		54.6	73.0	61.2
(2) 65才及び65才以上人口に対して		8.0	6.4	7.4

(三) 青壯年人口の比率は高くなっており、老年、年少人口に対する負担係数が下がっている。(表三参照)

一九六四年の人口センサスの二〇、二才に比べると二、七才上がっている。
 老年人口と年少人口の比率(つまり六五才及び六五才以上の人口と〇、一十四才までの人口の百分率)は一四、六一%であり、一九五三年度の人口センサスの一二、一六%、一九六四年度の八、七六%に比べて高くなっている。(表二参照)

二、中国の人口の長寿水準（寿命延長）

国際的に八十才以上人口が六〇才以上人口に占める割合を長寿水準と呼んでいる。一〇％抽出集計の計算によると中国の長寿水準は、六、六％に達しており、一九五三年の四、五％、一九六四年の四、三％に比べ高くなっている。

各省市自治区の長寿水準は左表のとおり。

地区別	長寿率 (%)	地区別	長寿率 (%)
29省、市、自治区平均	6.6	15. 安徽省	6.4
1. 新疆维吾尔自治区	11.9	16. 河南省	6.4
2. 浙江省	9.0	17. 四川省	6.2
3. 广东省	8.6	18. 湖南省	6.0
4. 上海市	7.9	19. 湖北省	5.6
5. 遼寧省	7.7	20. 貴州省	5.6
6. 江蘇省	7.6	21. 黒龍江省	5.5
7. 北京市	7.4	22. 江西省	5.4
8. 廣西北族自治区	7.4	23. 云南省	5.3
9. 西藏自治区	7.3	24. 山西省	4.4
10. 山東省	7.2	25. 内蒙古自治区	4.4
11. 天津市	6.9	26. 青海省	4.4
12. 福建省	6.8	27. 寧夏回族自治区	4.2
13. 吉林省	6.5	28. 陝西省	3.5
14. 河北省	6.5	29. 甘肅省	3.3

第三回人口センサス手集計によると中国の二九省・市・自治区で一〇〇才を越す老人の人口は、三、七六五人（男一、八

一〇八人、女二、六五七人）であり総人口の一〇〇万分の三、八を占める。

中国の一〇〇才以上の老人の大部分は農村に住んでいる。主に西北、西南、中南の三地域である。全国各省市自治区のうち、およそ一〇〇万人を単位に調べると一〇〇才以上老人の住む地域は、新疆维吾尔自治区が最も多く六六、一人、次いで西藏自治区の二四、三人、青海省の十二、八人、広西壮族自治区一一、一人であり、最少は山西省の〇、二人であった。

中国の一〇〇才老人のうち、少数民族の一〇〇才以上の老人は、

年 令 別 婚 姻 状 況

(各年令グループ総人口に対して%)

年 令 別	未 婚	有配偶	死 別	離 婚
合 計	28.56	63.67	7.18	0.59
15~19才	97.39	2.59	...	0.02
20才	84.15	15.74	0.01	0.10
21才	74.78	25.08	0.02	0.12
22才	62.76	37.04	0.04	0.16
23才	48.90	50.86	0.06	0.18
24才	36.61	63.09	0.08	0.22
25才	25.75	73.86	0.11	0.28
26才	18.03	81.50	0.16	0.31
27才	12.65	86.81	0.20	0.34
28才	9.41	89.91	0.26	0.42
29才	7.28	91.96	0.32	0.44
30~34才	4.93	93.94	0.55	0.58
35~39才	3.71	94.30	1.24	0.75
40~44才	3.13	93.37	2.56	0.94
45~49才	2.39	91.41	5.03	1.17
50~59才	1.65	84.44	12.64	1.27
60~79才	1.35	56.67	41.03	0.95
80才及80才以上	1.05	17.63	80.94	0.38

注：1. 28省・市・自治区のデータに基づき計算（西藏自治区のデータなし）

2. ...0.01%に満たぬことを示す。

一、四六二人いる。少数民族人口のうち平均一〇〇万人を単位に調べると、一〇〇才以上の老人は二一、七人。漢民族の一〇〇才以上の老人は全部で二、三〇三人、一〇〇万人を単位とすると二、五人となる。

中国の一〇〇才以上の老人のうち一〇〇〜一〇九才の人が最も多く三、五〇一人であり、九二、九九%を占める。一一〇〜一一九才は二二八人で六、〇五%、一二〇〜一三〇才は三六人、〇、九六%である。一〇〇才老人のうち最高齢者は一三〇才で、この人は新疆维吾尔自治区・新和県・塔什力克公社・英阿雷久生産隊の男性である。

三、中国の人口の婚姻状況

中国の人口の婚姻状況の特色は、結婚生活に入っている成人人口のうち離婚率が極めて低いことにあり家庭構成が落ちついている。(左表参照)

四、中国の出産適令女子の出産状況と

人口自然変動の状況

一〇%抽出集計に示されているように、一九八一年に出産した女子は出産適令女子の総数の八、二四%となる。一九八一年出産した女子のうち第一子を生んだ人の率は四七、三%、第二子は二

表2 教育程度と出生児数

教育程度	多胎率 (%)	多胎のうち		
		第三子 (%)	第四子 (%)	第五子 及びそれ以上 (%)
28省、市、自治区平均	27.03	12.86	6.62	7.55
大学及び大学在学	1.23	0.82	0.17	0.24
高級中学	3.41	2.50	0.55	0.36
初級中学	9.15	5.69	1.95	1.51
小学	26.75	13.74	6.76	6.25
文盲	40.19	17.54	9.86	12.79

五、六七%を占める。第三子は一、二、八六%、第四子は六、六二%、第五子及び第六子以上は七、五五%であった。第三子及び第三子以上を多胎として計算すると、一九八一年の出産適令女子の多胎率は二七、〇三%となる。(表一参照) 教育程度と出生児数は密接な関係があり、表二を参照してほしい。一〇%抽出資料では、また次の

表1 1981年中国出産適令女子出産状況

年令別	1981年出産した女子の各年令別女子人数に占める%	1981年に出産した女子のうち		
		第一子出産 (%)	第二子出産 (%)	第三子及びそれ以上 (%)
合計	8.24	47.30	25.67	27.03
15～19	0.61	93.78	5.97	0.25
20～24	14.50	75.14	20.79	4.07
25～29	23.61	46.88	32.30	20.82
30～34	8.56	11.95	21.94	66.11
35～39	3.29	3.71	5.99	90.30
40～44	1.42	2.15	2.72	95.13
45～49	0.31	3.85	1.90	94.25

※28省、市、自治区の抽出データに基づき計算
(西藏自治区のデータなし)

ことが判明した。一九八一年中国の出産適令女子の合計特殊出生率は二、五八四であった。(合計出生率は通常ある年次の年令別出生率の合計を示す。人口統計では合計特殊出生率を用い、それはある年次の出産適令女子の年令別出生率に基づき計算したもので、一人の女

1981年度合計特殊出生率・多胎率・人口自然変動諸指標

地区別	*出生率 (%)	*死亡率 (%)	*自然増 加率 (%)	△1981 年出産 適令女 子合計 特殊出 生率 (%)	△1981 年出産 適令多 胎率(第 三以上 の出生 率)	地区別	*出生率 (%)	*死亡率 (%)	*自然増 加率 (%)	△1981 年出産 適令女 子合計 特殊出 生率 (%)	△1981 年出産 適令多 胎率(第 三以上 の出生 率)
29省、市、自治区 平均	20.91	6.36	14.55	2.584	27.03	15. 湖南省	21.11	7.03	14.08	2.833	25.93
1. 上海市	16.41	6.44	9.70	1.316	0.93	16. 甘肅省	20.12	5.72	14.40	2.728	31.77
2. 四川省	17.96	7.02	10.94	2.434	19.29	17. 河南省	20.64	6.01	14.63	2.651	27.60
3. 浙江省	17.93	6.27	11.66	1.982	19.08	18. 黒龍江省	19.79	4.95	14.84	2.061	19.16
4. 北京市	17.55	5.78	11.77	1.588	2.87	19. 福建省	22.07	5.87	16.20	2.717	29.07
5. 吉林省	17.67	5.32	12.35	1.842	14.59	20. 雲南省	25.36	8.60	16.76	3.814	48.99
6. 江蘇省	18.47	6.10	12.37	2.075	12.80	21. 内モンゴ ル自治区	23.11	5.77	17.34	2.621	29.37
7. 天津市	18.60	6.10	12.50	1.645	5.29	22. 河北省	23.99	6.05	17.94	2.650	20.23
8. 山東省	18.84	6.26	12.58	2.104	14.90	23. 青海省	26.65	7.48	19.17	3.927	53.58
9. 湖北省	20.17	7.33	12.84	2.445	22.01	24. 貴州省	27.89	8.48	19.41	4.355	55.74
10. 遼寧省	18.53	5.32	13.21	1.773	9.32	25. 廣東省	24.99	5.54	19.45	3.283	35.12
11. 陝西省	20.35	7.10	13.25	2.394	24.09	26. 新疆維 吾爾自治 区	29.08	8.41	20.67	3.883	54.71
12. 安徽省	18.73	5.20	13.53	2.799	34.04	27. 西蔵自治 区	31.05	9.92	21.13	—	—
13. 山西省	20.31	6.54	13.77	2.385	24.48	28. 廣西壯 族自治 区	27.25	5.61	21.64	4.103	45.01
14. 江西省	20.42	6.54	13.88	2.790	35.19	29. 寧夏回 族自治 区	29.65	6.08	23.57	4.120	49.12

* 1982年人口センサス手集計に基づき計算

△ 10%抽出集計に基づき計算した。西蔵自治区は出産項目を調査していない為、この二項目は28省、市、自治区から計算

子が生涯経過するうちに出産できる子供の数を表わす。) 一九八二年の人口センサスの手集計では一九八一年中国の二九省・市・自治区の出生率は二〇、九一%で、死亡率は六、三六%、自然増加率は一四、五五%であった。このような増加率の水準は、党の十二回全国大会で提出された本世紀末までに中国の人口を十二億以内に控制するという要求に比べまだまだ隔りがある。一九

八二年の人口センサスから本世紀末までの十八年間において、人口増加数は一億九、一八二万人以内に抑制せねばならず、毎年平均一、〇三七万人のみ増加が許されることとなる。従って、年平均人口増加率は〇、九五%以下におさえねばならない。

現在にみる女子の出産適合人口は比較的多く、まさにベビーブーム期に該当している為、任務は相当きびしいものがある。女子の多胎出産（第三子もしくはそれ以上出産すること）は、人口増加率に対して多大な影響を与える。もし一九八一年度の合計特殊出生率と多胎率及び人口自然変動諸指標とを並べてみると更に、はつきりする。（右頁参照）

五、中国の人口と教育程度

第三回人口センサス手集計によると一九八二年の中国総人口に對して小学校以上の学歴のある人の占める割合は六〇、三六%。小学校以上の学歴のある人口に對して大卒及び大学在学中の人口の率は一%、初級中学及び高級中学は四〇、三九%、小学校は五八、六一%である。中国で平均一〇万人を単位とすると大卒程度の学歴がある人口は四四〇人である。

一〇%抽出集計によると、中国の文盲、半文盲人口（十二才及び十二才以上で字を知らない、もしくは織字数が一、五〇〇字に満たず一般的書籍新聞を読めず簡単な手紙も書けない）は、十二才及び十二才以上人口の三一、九〇%を占める。一九六四年第二回センサスの際、中国の文盲、半文盲人口は、十三才及び十三才以上の人口の五二、四%を占めている。この数字から中国の人口の文盲率が下がっていることがわかる。文盲を無くす仕事が一定の成果を上げていることを示している。今後文盲一掃の為の仕事、

殊に農村での文盲一掃の仕事はたいへん重要である。各省・市・自治区の文盲率は、表一参照。

表1 29省・市・自治区の文盲率

地 区 別	12才及び12才以上人口の文盲率			12才及12才以上人口の市県の文盲率		12~44才人口の文盲率
	合 計	男	女	市	県	
29省、市、自治区平均	31.90	19.17	45.27	16.43	34.78	19.04
1. 北京市	14.93	7.73	22.24	10.39	22.35	3.07
2. 遼寧省	16.61	10.06	23.41	11.01	19.65	4.17
3. 上海市	16.67	7.38	25.88	11.15	23.41	4.05
4. 天津市	17.07	8.27	26.12	12.84	26.03	5.49
5. 吉林省	21.82	15.02	28.96	14.64	24.33	9.55
6. 黒龍江省	22.14	14.32	30.35	14.23	25.29	11.08
7. 廣東省	23.03	9.27	37.27	13.46	24.49	10.10
8. 湖南省	23.81	13.10	35.44	12.08	25.12	10.78
9. 山西省	24.43	16.05	33.58	14.45	26.62	9.10
10. 廣西壮族自治区	25.00	12.29	38.61	13.26	25.97	12.20
11. 河北省	29.58	17.54	42.13	13.17	31.87	14.83
12. 新疆維吾爾自治区	31.06	25.78	36.68	17.72	34.89	19.73
13. 内モンゴル自治区	31.11	21.65	41.63	15.51	34.54	18.76
14. 湖北省	31.11	17.69	45.20	13.91	33.53	17.17
15. 浙江省	31.20	19.12	44.18	26.83	32.20	17.78
16. 四川省	31.97	19.78	45.00	18.49	33.61	19.13
17. 江西省	32.23	16.95	48.43	16.51	34.81	19.84
18. 陝西省	33.35	22.46	45.00	15.04	36.58	20.45
19. 江蘇省	34.64	19.27	50.42	15.85	37.14	21.00
20. 山東省	36.75	21.64	52.14	22.31	38.74	22.47
21. 福建省	37.03	18.18	57.01	22.04	39.44	26.61
22. 河南省	37.07	23.47	51.06	17.34	39.38	21.91
23. 寧夏回族自治区	43.27	29.61	57.80	18.80	49.07	34.66
24. 安徽省	46.22	29.60	64.05	22.82	49.01	34.91
25. 青海省	47.43	32.49	63.16	14.33	55.55	40.71
26. 貴州省	47.93	29.45	67.26	37.28	49.83	37.67
27. 甘肅省	48.02	32.65	64.56	15.29	52.01	39.18
28. 云南省	49.17	34.49	64.14	22.36	51.68	38.05
29. 西藏自治区	74.22	63.12	85.65	30.91	77.03	68.76

六、中国の就業人口の状況及び職業構成

一〇%抽出集計では、中国二九省市自治区の就業人口は総人口の五一、九四%を占め、生産年令人口（国際基準で男性十五〜五

表3 就業別男女構成

職 業 別	就業人口総数に対する率(%)	性別構成(%)	
		男	女
就業人口総計	100	56.30	43.70
一、各種専業、技術員	5.07	61.82	38.18
二、国家機関、党組織、企事業責任者	1.55	89.58	10.42
三、事務員及び責任者	1.30	75.57	24.43
四、商業従事者	1.81	53.92	46.08
五、サービス業	2.20	52.04	47.96
六、農、林、牧、漁業労働者	72.02	53.20	46.80
七、生産、運輸及び関連業者	15.96	64.57	35.43
八、その他	0.09	58.35	41.65

(一九八四年度
統計研究より翻訳)

九才、女性十五、五四才で計算する)の九〇、九二%を占めている。就業人口のうち、男子は五六、三%、女子は四三、七%である。

全就業人口に対して、主に肉体労働に従事している人口の割合は九二、〇八%、頭脳労働に従事している率は七、九二%である。肉体労働従事者の就業人口のうち七八、二二%が、農業、林業、牧畜、漁業の労働者であり、十七、三三%が生産活動及び運輸とそ

の関連事業従事者である。(詳細は表二、表三のとおり)

表2 就業別男女構成

就 業 別	就業人口総数に対する率(%)	性別構成(%)	
		男	女
就業人口総計	100	56.30	43.70
一、農、牧、林業	73.72	53.75	46.25
二、鉱業及び木材伐採運搬業	1.58	80.64	19.36
三、電力、ガス、水道関連業	0.29	73.81	26.19
四、製造業	11.84	55.94	44.06
五、地質調査業	0.15	76.80	23.20
六、建築業	2.10	81.26	18.74
七、交通運輸、郵便電信業	1.73	77.23	22.77
八、商業、飲食業、物資供給業	2.96	56.70	43.30
九、住宅管理、公共事業管理、住民サービス業	0.47	55.23	44.77
十、衛生、体育、社会福祉業	0.78	51.90	48.10
十一、教育、文化、芸術事業	2.37	64.66	35.34
十二、科学研究、総合技術サービス事業	0.24	64.23	35.77
十三、金融、保険業	0.20	68.00	32.00
十四、国家機関、政党と群衆団体	1.54	79.35	20.65
十五、その他	0.05	63.74	36.26

吉林出産力調査村を

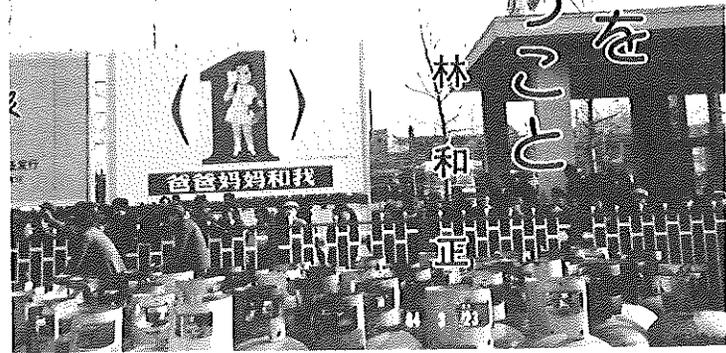
訪ねて思うこと

日本大学人口研究所教授 小林和正

このたびアジア人口・開発協会派遣の（国際協力事業団委託）の中国人口基礎調査団（黒田俊夫団長）に参加させていただいて、中国農村や地方都市をはじめ、初めて訪れる機会を得たことは、まことに有難いことであった。

最初の数日北京に滞在ののち、吉林に飛び、三月末の四日間をそこに過した。厚手のオーバーを必要とする寒さがそこではまだつづいていた。長春市滞在の三日間に吉林省中部の一純農村裕華村を訪門し、吉林市に一泊ののち、翌朝は市の近郊農村の一つ遠大村を訪れた。この二カ村が、今回のわれわれのプロジェクトの中心をなし、四月に中国側によって実施予定の農村出産力調査の対象となる村である。

今回、アジア人口・開発協会は、吉田成良氏の周到なご配慮で、データ収集・聴取・記録・編集の大切な仕事を受持つ適切にして有能なるエキスパート陣を調査団の構成メンバーに含められ、かつ十分な記録器材も用意された。そのおかげで、農村訪問をはじめ、今回のわれわれ調査団の全日程において見聞し、討論した内容は、すばらしいまでに記録にとどめられることになった。その結果、筆者のごとき者の散漫なメモやうろ覚えを頼りに、あとで



一人っ子の宣伝看板（北京市で）

思い起してあれこれと書き綴るといふ危険な仕事は、もはやそ
必要がなくなつたことは有難い。今回の調査団におけるこの分業
システムは、極めて効果的なものがあり、今後多くの海外派遣ミ
ッションにおいて見習うべき方式の一つであると実感する。

前記の二つの村では、われわれ一行を迎える中国側当局の至れ
り盡せりの準備のおかげで、それぞれ数軒の農家の見学と、その
家の主婦や家族にインタビューすることができたが、農家の主婦
たちから、どんなことを聞きだしたか、というようなことについ
ては、そういうわけで、調査団の記録の復元にまつことにして、
ここでは、筆者の受けた印象の一つをのべさせていだけよう。

われわれのインタビューした農家のお嫁さんたちは、概して実
にはきはきとして闊達な応答ぶりを示してくれた。それは一対一
の静かな雰囲気でのインタビューではなくて、われわれ一行と、
計画生育関係の地元や中央政府からのお役人その他の面々が、こ
じんまりした農家の居間（兼寝室）の中で、小さい子供を抱いた
お嫁さんをぐるりと取り囲んでといった形の賑やかなインタビュ
ーではあつたが、二人目の子供が欲しいかどうかということであ
らうと、何であろうと、憶することなく自分の考えをのべる率直
さを彼女たちはもっていた。これならば、行われるべき出産力調
査のインタビュ－もうまくゆくのではないかという安堵感をもつ
た。しかし、これはあくまで少数例からの印象ということにとど
めておこう。

今回筆者に課せられたおもな役目は、この出産力調査の質問諸
項目を、中国側担当者に協力して、最終的な詰めにもってゆくこ
とであつた。この種の調査にとって調査項目の選択が何よりも重
要であることはいふまでもない。しかし、それ以外にも大切なこ
とがある。国の計画生育政策とも深くからむ今回の調査において、



家庭訪問調査

(吉林省遠大村で)



家庭訪問調査

(吉林省遠大村で)

正確な、正直な回答を得るためには、どのような人が面接調査員となるべきか、また、どのような人がその面接に立会うか、立会わないか、というようなことは、重大なかわりをもつ問題である。また、そもそも調査の主旨目的について、また、調査の結果知り得た秘密を守ることに、被調査者にどのように納得してもらいかも、被調査者の回答態度に直ちに微妙な影響を与える。中国側当局においても、これらのデリケートな問題は十分に認識しておられるように見受けられるので、最も望ましい条件で面接

調査が実施されることを心から期待している。

中国は、今日の世界において、最もはっきりした形で人口抑制政策を実施に移している国であろう。解放後の中国の人口研究においては、中国政府がとってきた人口政策の変遷史を、まず、しっかりとおさえておく必要がある。この点で、中国の人口政策の変転、中国における中国人口の研究、中国の代表的人口学者等々について、この数年詳細な紹介に努力してこられた若林敬子氏の一連の業績は高く評価されなければならない。

ところで、ひと頃までの同氏の編集になる一連の関係論文・資料から得られた一つの印象は、国の人口政策が、一般の人々にどのように受けとめられ、どのように対処されているか、といった住民の側からみた人口政策、住民に反映した人口政策について知ることができるような実証的なデータが、中国ではまだ極めて乏しいということであった。中国ではじめての全国サンプルによる出産力調査は、一九八二年に実施され、その分析報告書（『全国千分之一人口生育率抽样调查分析』一九八三年刊）は刊行されてまだ間もない。同年の第三次人口センサスの十分の一抽出集計による出産力関係のデータの公表も、同様にまだ日が浅い。この二つについて最近若林さんによる詳細な紹介がなされている。その他、小規模な出産力調査の実施例もほんの数件あるのみである。最近までの段階で、中国の出産力関係の実証的データが極めて乏しかったのは、無理もないことであった。

いずれにせよ、人口の出産力の調査研究は、国家レベルの政策から、人々の妊娠出産の実態に至るまで、いろいろな段階にかかわりをもっている。これを研究する研究者にしても、政策面により多くの関心を有する者から、市井の人々の夢と行動の面により大きな関心をもつ者まで色々であろう。これらのどの段階も、ど



調査地区の人々
(吉林省の現地で)



自由市場風景

の面もそれぞれ重要性を有するわけであるが、吉林における今回の中日共同研究は、まさに、農村に生きる夫婦たちの妊娠出産避妊等の実態を明らかにしようとするもので、調査内容は、世帯員の構成、妻の妊娠出産歴、家族計画の実行、生活水準等の部分からなっている。

広大な中国からたったの二カ村を事例的に選んでの実態調査である。これで中国が分かるというような大それた期待はもっていないが、このようなことから始めて行かなければ、中国は少し

も分からないであろう。このような調査研究は、初めは一カ所にとどまっても、これを次第に各地にひろげて、比較研究を進め、深めて行こうという遠大な構想をもつことが大切なのである。

村落規模の人口学的事例研究というものは、ともあれ徹視レベルの実態を把握したのだという一種の充足感みたいなものを与えるかもしれないが、それと同時に、これで一体何がいえるのかという懐疑と欲求不満とから逃れられないのも常である。実態の背後にあるものを解明することが実際に至極困難であるために、調査研究結果が、しばしば致命的打撃を受けることがある。村落の人口学的調査データを解釈するためには、その村について、村のひとびとの暮しについて、相当に詳しい知識を必要とするであろう。われわれの論理でデータを安直に解釈することくらい危険なことはない。村の研究は、面接調査だけでは終らないのであり、面接調査データは、むしろ、われわれに考える糸口を与えてくれるといった方がよい。研究はそこから始まり、こういうことも、ああいうことも調べてみなければならぬということに気が付きはじめるのである。人々の生活というものが、通り一片の調査で分かってしまうほど薄っぺらではない証拠がそこにある。

このたび、吉林の調査対象の村を訪れることができたのは、この上ない幸せであった。やがて接することができであろう面接調査データに、この訪問の経験がどれだけ大きな親近感を抱かせしてくれるであろうか。しかしながら、われわれは、その村に「住んだ」ことはないのである。研究のどの段階でも、中日の緊密な共同研究はあくまで必要になってくる。

インド・タイを予備調査して

財団法人 アジア人口・開発協会 参与 船 津 準 二

「人口と開発」をテーマにした政府からの委託調査を受け、今年度からアジア地域を中心に実施することになった財団法人「アジア人口・開発協会」(APDA)は、その予備調査のため、船津参与、遠藤事務局員を四月七日―十四日の日程で、調査対象国のインドとタイに派遣した。以下はそのレポートである。

× × × × ×

政府からの委託調査テーマは、インドでの「農村人口と開発に関する調査」(農林水産省予算)とタイでの「人口と保健医療に関する基礎調査」(厚生省予算)。この種の調査は、日本では初めてのものなので、本調査の実効を挙げるために、事前に、受け入れ国に於ける協力機関、協力者、調査方法などを決めておく必要があった。

まず、結論から――。

インド

(一) インド側総括窓口―人口と開発インド議員連盟会長サット・ポール・ミタール議員、補佐役、J・K・ジェイン議員。

(二) 日本側窓口―日本大使館矢野



インド国会議事堂内会議室J・Kジェイン議員(正面)と調査について会議

〈入手資料〉

インド

- ① Annual Report 83-84, Ministry of Agriculture ② Report 83-84, Ministry of Rural Development ③ A Hand Book for Nutrition Trainers of Anganwadi workers, National Institute of Public Cooperation and Child Development. ④ Report 82-83, Ministry of Food and Civil Supplies, Dept of Food. ⑤ First Conference of the Asian Forum of Parliamentarians on Population and Development, AFPPD. ⑥ Economic Survey 83-84, Government of India. ⑦ Report 82-83, Ministry of Irrigation. ⑧ Alleviation of Rural Poverty, Ministry of Rural Development. ⑨ Indian Association for the Study of Population Prof Ashish Bose 83. ⑩ インドの農業開発戦略と農業開発における日印協力の可能性 83年 JICA. ⑪ Introduction, National Institute of Public Cooperation and child Development. ⑫ Population Education for Child Development, NIPCCD. ⑬ Indian Agriculture in Brief, Ministry of Agriculture. ⑭ Annual Report 83-84, Ministry of Agriculture. ⑮ News Letter Jan-Feb 84, NIPCCD. ⑯ Annotated Bibliography of studies on Nutrition and Health Status of Preschool Children in India, NIPCCD. ⑰ Calender of Programmes 84-85, NIPCCD. ⑱ Introduction, National Institute of Health and Family Welfare. ⑲ Training Activities 82-83, NIHFV. ⑳ Training Activities 83-84, NIHFV. ㉑ Story of Integrated Child Development Services NIPCCD. ㉒ A Steel Rural Development Society, Jamshepur 82-84, TISCO.

啓司一等書記官（農林水産省出身）。
（三）政府側窓口―農村開発省国際協力部長 V・P・チョウラ氏及び農業省。補佐役、国家公共協力児童発育研究所長チョウドリ―氏、国家保健家庭福祉研究所長サムナト・ロイ氏。
（四）大学側窓口―ハリアナ州ハリアナ農業大学（農業先進地）、ビハール州ラジェンドラ農業大学（農業後進地）。



バンコク スラム地区で住民と語る筆者

(注) ミタール議員は、「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」(議長、佐藤隆議員)の事務総長でもある。このミタール氏が総括窓口となり、日本大使館の矢野一等書記官と連絡をとり、さらに、政府、大学等の協力機関、協力者と話を詰めていく。今後のポイントは、大学での人選になる。

ヘタイ

(一) タイ側総括窓口―運輸通信省副大臣ブンテイウム・カマピラド議員。補佐役、ブンテイウム副大臣秘書官サムセン女史。

(二) 日本側窓口―日本大使館高山康信二等書記官(厚生省出身)。補佐役三宅均一等書記官(農林水産省出身)。

(三) 政府側窓口―保健省医療サービス局長カモール氏、農業協同組合省海外農業関係部長チョテ・スピハキツト氏。

(四) 大学・研究機関―マヒドン大学人口・社会研究所長プラモテ・プラサルトル氏、同副所長ファイチャット・チャムラトリテイロング氏。チュラルンコン大学人口研究所長ピット・ピタクテプソムバテイ氏。

タ イ

- ① Comparative Population and Health Statistics for Thailand Regional and Provincial Levels, Institute for Population and Social Research Mahidol Univ. ② Recent Migrants in Bangkok Metroplis, Mahidol Univ. ③ Impact, Effectiveness and Efficiency of the AFPH Programs on Family Planning Status in 20 Provinces, Mahidol Univ. ④ A Tale of Two generations : A Qualitative Analysis of Fertility in Thailand, Mahidol Univ. ⑤ Population and Development ABSTRACTS, chulalongkorn Univ. ⑥ Study of Four Improved Congested Areas in Bangkok. ⑦ Agricultural Statistics of Thailand Crop Year 82-83. ⑧ Evaluation of the Family Planning Programme in Thailand in 1981, IPSR, Mahidol Univ. ⑨ Study of low-income Households in the Northeastern Region of Thailand, IPSR, Mahidol Univ. ⑩ The Dynamics of Family Planning Acceptance in the Northeast of Thailand, Sept 83, IPSR, Mahidol Univ. ⑪ List of Publications Institute of Population studies, Chulalongkon Univ. ⑫ Urban-Community Development "Bangkok Example" Dr. Boontium Khamapirad.

(注) 総括窓口のブンテイウム副大臣は、医者で、議員歴十年。スラム対策をライフワークにしており、自から「バンコク都市開発プロジェクト」という研究機関を設立、所長としてスラム対策、環境対策など取り組んでいる。したがって、政府、大学にも太いパイプを持っており、同副大臣と高山二等書記官が連絡を密にして調査準備を進めていくことになっている。

さて、次は、雑感アラカルト。

○…何のため、だれのための調査か？

インドでは、ミタール議員、ジェイン議員のはからいで、国会内会議室で打ち合せ。議員、政府、同関係機関、大学などから関係

者十三人が出席、テレビカメラの取材まで入ってニギニギしい打ち合せとなったが、議員から出された開口一番の質問は、「何のため、だれのための調査なのか」というものであった。ややとまどいがちに「貴国のため、そして、わが国でのニュープランを模索するため」と答えると、「わが国でも、こうした研究はいろいろやっている」と、反論。「そうだとは思いますが、人口抑制に寄与する開発政策の在り方という観点からはどうか。わが国の経済協力等も、いろいろやっているが、それぞれがセパレイツで有効に作用しあっているなかった」と補足すると、やつと納得、「大変良いことだから、大いに協力したい」という返事を得ることができた。この調査は、国の政策という面にもささり込むことになるだけに、「身がまえ」のふん囲気があったのも、当然のことかも、と思つたものだった。

○……オールドデリーは「まわれ右」。

政府関係機関から車をチャーターした。運転手は公務員。国際政治都市ニューデリーをひとめぐりしたあと、人口密集地オールドデリーを見たくて、運転手に行き先を指示。イエス、という返事は返ってくるが、目的地になかなか行きつかない。何度か指示したあと、やつと入り口近くまでたどりついたが、そこで車はストップ。「これから先は行かない。輪タクに乗り換えてくれ」という。「なぜ」。「車に傷つけられると困る」。がんとして聞かない。しかたなく、Uターンしてまたニューデリーへ。大使館員の解説によると、オールドデリーの町は、運転手の気持ちをよく現わしていた。

○……スラムは農業問題。

ブンティウム副大臣の案内でスラム街を三カ所視察した。一つは五年前に国がアパートを建てて住まわせている改善地区。二つは、いわゆるスラム街。三つは、十年前に改善したところ。タイ国のバンコックには、総人口五百万人のうち百五十万人ほどのスラム人口がいるという。湿地帯に多く。板の渡り廊下で、広がっている。たべかすをはじめゴミは家(部屋というイメージ)の外にポイ。悪臭が鼻をつく。家の中は仕切りがなく。板ばりの床でのザコ寝になるのだらう。そして、子だくさん。それでもスラムを離



ブンティウム運輸通信副大臣の案内でスラムを見学

れようとはしないばかりか、いまだにふえる一方にあるという。

スラムに来る人たちは、東北部の農村が圧倒的に多い。農業立地としての条

件が悪く、農業ではメシが食っていけないからだ。スラムに来れば、日ゼニが稼げる。住居環境はともかく、テレビ、ミシンも買える。都会のふん囲気にも接することができる。同質の者たちの集団だけに、心も安まるという。ブンティウム副大臣は「スラム対策は、現にあるものの環境対策が急務だが、根本は東北地方を中心とした農業、農村開発にある」と指摘していた。

○……日本車の洪水に「植民地」意識のカゲも。

車だけを見たかぎりでは、日本にいるのか、という錯覚をおこ

すほど、日本車の洪水だ。ところが、目の前を次々に走っている小型トラックをみて、アッ、とおどろくと同時に嫌悪感をおぼえた。背中いっぱい「DATSUN」「MAZDA」「NISSAN」「TOYOTA」などの文字が、べったりと書かれている。その経過、歴史は知らない。しかし、結果から判断するかぎり、そうした中に日本人の「おごり」がないか。植民地主義の意識はないか。現地の人の意識の中に、反日感情を芽ばえさせる要素になっていないかどうか。

ブンテイウム副大臣が「このことだけは、ぜひ、日本の政府に伝え、改善してほしい」と強い口調で言っていたのがいまだに耳にこびりついている。——「今、オートバイをはじめとした騒音公害の調査を行っている。ところが、今までの調査でわかったことは、日本人が使っている日本製の車に比べわれわれが買わされている車の方が音が激しすぎる。バンコックでの車の騒音公害は、まさに日本からもち込まれたものだ。我々も騒音規制の立法化に取り組んでいるが、日本でも政府がメーカーに対する改善指導をしてほしい」と。

背いっぱい文字といい、騒音公害といい、これらが日本に対する悪感情を醸成しつつあることだけはたしかなようだ。



バンコク都市開発プロジェクトによる騒音チェック

4月7日
～14日

4月17日

4月19日

4月21日

4月26日

4月27日

5月20日
～30日

5月21日

5月22日

5月31日

調査研究事業実施にあたり船津準二参与、遠藤正昭職員、事前調査のためインド、タイに出張。川口雄次WHO本部調整部医官来所。ウイラコーンIPPF事務局長他新任役員と佐藤隆副理事長が会談。

アルビハレ―IPPF事務局次長、情報交換活動について本協会職員と懇談。

安藤博文UNFPAアジア部長来所。

「中国人口基礎調査現地調査」報告会開催。

（出席・黒田俊夫、小林和正、吉田成良、鶴間幸夫、永井義夫の各氏、JICA、長谷川豊医療協力部長他）

於、JICA会議室

佐藤隆副理事長、斉田慶四郎監事、福田赳夫元首相と共にOBサミット本会議に出席。

於、ユーゴスラビア、ブリオニ島。

松村昭雄GCPD事務局長来所。

矢野啓司駐印日本大使館一等書記官来所。

本協会理事会開催。

於、キャピトル東急ホテル。

財団法人 アジア人口・開発協会発足に至る経緯

<p>一九七三・十 (十・十三)二十八</p>	<p>アジア人口事情視察団派遣(インド、タイ、インドネシア、フィリピン) 。国會議員 岸 信介(団長)、田中龍夫、八田貞義、 佐藤 隆、山崎竜男、加藤シヅエ、 阿部昭吾 。他 花村仁八郎、W.ドレーパー、J.タイディングス 官庁、マスコミ関係等</p>
<p>一九七四・四・一</p>	<p>「国際人口問題議員懇談会」設立 (会長・岸 信介) 衆・参超党派議員一一九名で発足。 ☆世界で初の試みである。</p>
<p>一九七四・四・二十五</p>	<p>「食糧と人口に関する宣言」…国連式典 (於…国連本部) 宣言書署名…佐藤 隆 。八月及び十一月の世界人口・食糧会議に先立ち、 各国政府に現実的且つ果敢な諸政策を採るよう 要請する五項目から成る。 。人口・食糧問題解決の為、国連にリーダーシッ プをとることを要請した宣言文。</p>

<p>一九七四・八 (八・十九)三十</p>	<p>一九七四・十</p>	<p>第三回 国際人口会議 (於…ブカレスト) 総勢 四五〇〇人 齊藤邦吉(元厚生大臣)、八田貞義、佐藤隆、 堂森芳夫、柏原ヤス、中沢伊登子 他</p>	<p>IPU列国議会同盟会議 (於…東京) 参加国…六十五カ国 佐藤 隆代議士 「食糧と人口問題」ライス・バンク構想を 提唱。</p>
<p>一九七七・九 (九・三)十八</p>	<p>中南米家族計画視察団(メキシコ、コロンビア、ブラ ジル、アメリカ、カナダ) 国会議員(八名) 岸 信介(団長)、佐藤 隆、住 栄作、 安孫子藤吉、和田耕作、阿部昭吾、福岡義登、 吉寺 宏、他 顧問(十六名) 大来佐武郎、花村仁八郎 他 UNFPA二名、事務局五名 。先進国にも、途上国にも、人口問題議員グループ を結成させるべく、各国立法府議員に呼びかけた。</p>		

<p>一九七七・十一 (十二・五ノ十二)</p>	<p>人口と開発先進国会議 (ロンドン、ボン、ベルリン) 参加国…日、米、英、加、西独 (五カ国…十六名) 日本側…佐藤 隆、和田耕作、土井たか子 。一九七七年九月の中南米視察に引続き各国立法院議員への呼びかけ。 。国際議員会議の開催について討議。</p>
<p>一九七八・三 (三・二十八ノ三十)</p>	<p>人口と開発列国国會議員 (IPOP) 東京会議 I 第一回 国際会議準備会議 I 参加国…米、英、加、西独、インド、スリランカ、メキシコ、ブラジル、コロンビア (九カ国四十名)、日本 (十名) 。運営委員メンバー国、。参加国、。議事日程、。予算</p>
<p>一九七八・十 (十・十六ノ十七)</p>	<p>IPOP 国際会議準備委員会 (第二回) (於…チュニジア) 日本側参加者…佐藤 隆 他 。開催国、。主催機関、。議題 etc、。について</p>
<p>一九七九・三</p>	<p>IPOP 国際会議準備委員会 (第三回) (於…メキシコ) 日本側参加者…佐藤 隆 他 。「宣言」の草案作成、。会議規定、。日程 etc</p>

一九七九・八
(八・二十六)
九・二

I P O P 国際会議

(於…スリランカ)

参加国…六十四カ国

他、国連各機関、I P P F 等

総勢 五五〇名

日本側…岸 信介、佐藤 隆、石本 茂、中村啓一、

柏原ヤス

☆人口問題議員グループ、結成国二十五カ国を超えるに到ったので、U N F P A に働きかけ、コロンボで開催。

一、"コロンボ宣言"採択

この宣言により、一九八一年、アフリカ、ヨーロッパ、アジアの各大陸での人口会議が開かれた。

一九八一年 七月 ケニヤのナイロビに

於て

十月 中国の北京に於て

十二月 仏、ストラスブル

に於て

一九八二年十二月 ブラジルのリオデジ

ャネイロに於て

(予定)

一九八〇・九
(九・十)十三

資源、人口、開発に関するアセアン国会議員代表者会議

(於…クアラルンプール)

参加国…シンガポール、マレーシア、タイ、フィリ

ピン、インドネシア(五カ国)

日本側…佐藤 隆、住 栄作、井上晋方

日本はオブザーバーとして参加をし、北京会議開催を提案。合意を取付けた。

<p>一九八〇・十一</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 日・中打合せ 佐藤 隆、井上晋方 。開催地北京への正式な可能性打診 (於…北 京)</p>
<p>一九八一・二</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第一回運営委員会 参加国…日本、中国、インド、スリランカ、 マレーシア 。政治、イデオロギーの問題の除外について (於…東 京)</p>
<p>一九八一・三・二十三</p>	<p>佐藤 隆代議士——国連開発計画(UNDP)と アドバイザー契約締結 。一九七九年八月の「コロンボ宣言」に基づく、 地域IPOP会議の開催とそのフォローアップ を任務とする。</p>
<p>一九八一・六 (六・十九～二十)</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第二回運営委員会 参加国…日本、中国、インド、スリランカ 他 UNFPA 日本側…佐藤 隆、住 栄作、 土井たか子 他五名 (於…北 京)</p>

一九八一・十
(十七)〜三十)

「人口と開発に関するアジア国会議員会議」

期 日…一九八一年十月二十七日〜三十日

開催地…中国北京市

会 場…人民大会堂

(1) 日本側出席者…

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|--------|--------|--------|-----|-------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 20. | 19. | 18. | 17. | 16. | 15. | 14. | 13. | 12. | 11. | 10. | 9. | 8. | 7. | 6. | 5. | 4. | 3. | 2. | 1. |
| 阿 | 山 | 柄 | 和 | 矢 | 柏 | 有 | 片 | 川 | 福 | 土 | 井 | 田 | 石 | 粟 | 桜 | 関 | 住 | 佐 | 福 |
| 部 | 口 | 谷 | 田 | 追 | 原 | 島 | 山 | 本 | 岡 | 井 | 上 | 代 | 本 | 山 | 井 | 谷 | 榮 | 藤 | 田 |
| 昭 | 敏 | 道 | 耕 | 秀 | ヤ | 重 | 甚 | 敏 | 義 | た | 晋 | 由 | 茂 | 明 | 新 | 嗣 | 作 | 隆 | 夫 |
| 吾 | 夫 | 一 | 作 | 彦 | ス | 武 | 市 | 美 | 登 | か | 方 | 紀 | 自 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 | 夫 |
| (衆・社民連) | (衆・新自) | (参・民社) | (衆・民社) | (〃) | (参・公) | (衆・公) | (参・社) | (〃) | (〃) | (〃) | (衆・社) | (〃) | (参・自) | (〃) | (〃) | (〃) | (〃) | (〃) | (衆・自) |

秘書数名

同時通訳者 三名

事務局 三名

	一九八一・十・三十
<p>(2) 議長…廖承志 (中国全人代副委員長) 副議長…佐藤 隆 他五名 司 会…陳慕華 (中国副総理) 起草委員…住 栄作 他五名</p> <p>(3) 主なる日程</p> <p>① 第一日目 (十月二十七日) ◦ 福田元首相の特別講演 ◦ 福田元首相、国連平和賞受賞</p> <p>② 第二日目 (十月二十八日) ◦ 黒田俊夫博士の 「日本の人口変動の傾向と展望」講演</p> <p>③ 第三日目 (十月二十九日) ◦ 住代議士によるカントリー・レポート発表</p> <p>④ 最終日 (十月三十日) ◦ 北京宣言採択</p>	<p>人口と開発に関するアジア国会議員会議 第三回運営委員会 (北京会議最終日同地にて)</p>

<p>一九八二・二・十</p>	<p>財団法人アジア人口・開発協会 創立</p> <p>☆北京会議時の第三回運営委員会に於て、発議された「アジア議員フォーラム」の活動母体として創立された。</p> <p>理事長…田中龍夫 (衆議院議員自民党総務会長)</p> <p>副理事長…佐藤 隆 (" 自民党副幹事長)</p> <p>理事…住 栄作 (" 自民党総務局長)</p> <p>" " 花村仁八郎 (経団連副会長)</p> <p>" " 前田福三郎 (日本電波塔塔社長)</p> <p>監 事…斎田慶四郎 (朝家族計画国際協力財団 事務局長)</p>
<p>一九八二・三 (三・八) 九</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」</p> <p>暫定委員会 (於…ニューデリー)</p> <p>参加国…六ヶ国…中国、日本、マレーシア、スリランカ、インド、オーストラリア</p> <p>他機関…UNFPA、IPPF、AYCP</p> <p>日本側…佐藤 隆、井上晋方 他人口問題専門家</p> <p>特記事項…①一九八一年十月三十日付「北京宣言に基く「Asian Forum of Parliamentarians on Population and Development (A.F.P.P.D.)」人口と開発に関するアジア議員フォーラム」を正式に発足。</p> <p>②AFPPD発足に併い、この委員会はそのままAFPPD第一回運営委員会となった。</p>

<p>一九八二・八 (八・二七三)</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」 第一回準備運営委員会 (於…マニラ)</p> <p>参加国…日本、中国、インド、スリランカ、オーストラリア、フィリピン、他UNDP、UNFPA等</p> <p>議長…佐藤 隆</p> <p>。準備委員会及び大会参加国等について ☆準備運営委員会役員にフィリピンが加わった。</p>
<p>一九八二・十二 (十二・二七五)</p>	<p>「人口と開発に関するブラジル会議」 (於…ブラジル)</p> <p>参加国…西半球諸国二十ヶ国</p> <p>議題…西半球諸国の開発・人口・婦人の地位・子供の保護・移民の各問題について。</p> <p>宣言…各国に「人口と開発に関する国内議員委員会」を形成し、議題としてとりあげた諸問題の改善に向け、積極的に努力する。</p>

一九八三・三
(三・七・九)

元大統領・首相会議設立委員会

(於…ウイーン、ホーフブルグ王宮)

主催…人口と開発に関するグローバル・コミッテイ
共催…国連開発計画(UNDP)
発起人メンバー…

日 本・福田赳夫元首相

ウイーン・ワルトハイム前国連事務総長

ルーマニア・マネスク元首相

セネガル・サンゴール前大統領

コロンビア・バストラーナ・ボレロ元大統領

チュニジア・ヌイラ元首相

オブザーバー…イギリス・ヒース元首相

第一回執行委員会…'83年5月東京で開催予定

本会議…'83年秋開催予定

一九八三・五
(五・十九・二十)

元大統領・首相会議実行委員会

(於 東京)

福田赳夫元首相

ワルトハイム前国連事務総長

ボレロ元コロンビア大統領

第一回本会議…'83年11月中旬オーストリアで開催
予定

<p>一九八三・七・七</p>	<p>一九八三・十 (十・十一・十二)</p>
<p>財団法人アジア人口・開発協会理事会 厚生、外務、農林水産三省共管認可法人に拡大して 初の理事会で新たに次の十氏が理事に就任。 〈人口・開発・食糧分野〉 理事…黒田俊夫 (日大人口研究所顧問) “ …川野重任 (東大名誉教授) “ …小林和正 (日大人口研究所教授) 〈科学技術・エネルギー・資源分野〉 理事…本多健一 (東大工学部教授) “ …森 一久 (日本原子力産業会議専務理事) “ …武田修三郎 (東海大工学部教授) 〈行政OB・官界〉 理事…内村良英 (元農林事務次官) “ …翁久次郎 (元厚生事務次官) “ …須之部量三 (前外務事務次官) 〈経 済 界〉 理事…房野夏明 (経団連総務部長)</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム」 第二回準備運営委員会 (於…バンコク) 参加国…日本、中国、インド、フィリピン、 UNDP、UNFPA、IPPF 議長…佐藤 隆 。大会参加国等について</p>

一九八三・十一・
(十六、十八)

「元大統領・首相会議第一回総会」

(於…ウィーン、ホーフブルグ王宮)

主 催…人口と開発に関するグローバル・コミッティー
共 催…国連開発計画 (UNDP)

召集者…福田赳夫

議 長…クルト・ワルトハイム (前国連事務総長)
事務総長…ブラッドフォード・モース (UNDP事務総長)
構成国…(二十六カ国)

○日 本…福田 赳夫

○国 際 連 合…クルト・ワルトハイム

○カメルーン…アーマッド・アヒジヨ

○イタリ ア…ジュリオ・アンドレオッティ

○ネパール…キルティ・ニデイー・ピスタ

○イギリス…ジェームス・キャラハン

○フランス…ジャック・シヤパン・デルマ

○タ イ…クリマンサック・チョマナン

○ザンビア…マティアス・マインツァ・チョーナ

○ハンガリー…イエノ・ホック

○オーストラリア…マルコム・フレージャー

○アルゼンチン…アルトゥーロ・フロンデシイ

○ス イ ス…クルト・フルグラール

○レバノン…セリム・ホス

○ルーマニア…マネア・マネスキュー

○ジャマイカ…ミハエル・マンレー

○チュニジア…ヘデイー・ヌイラ

○ナイジェリア…オルセグン・オバサンジョ

○モ ロ ッ コ…アハメッド・オスマン

○コロンビア…ミサエル・パストラナ・ボレロ

○ベネズエラ…カルロス・アンドレス・ペレ

<p>一九八四・二・十六</p>	<p>○ポルトガル ○ユーゴスラビア ○西ドイツ ○セネガル ○スウェーデン</p> <p>○マリア・ド・ルールド・ピンタシルゴ ○ミチャ・リビチツチ ○ヘルムート・シュミット ○レオポルド・セダール・サンゴール ○オラ・ウルステン</p>
<p>一九八四・二・十六</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム第二回運営委員会」 (於・ニューデリー)</p> <p>参加国…日本、中国、スリランカ、インド、オーストラリア</p> <p>議長…佐藤 隆</p> <p>○第一回大会の具体的手順及び大会以降の展開について</p>
<p>一九八四・二 (十七、二十)</p>	<p>「人口と開発に関するアジア議員フォーラム第一回大会」</p> <p>期 日…一九八四年二月十七日～二十日</p> <p>開催地…インド・ニューデリー</p> <p>会場…ビガン・パワン(国際会議場)</p> <p>参加者…三十一カ国、四十七機関…二百九十七名</p> <p>(1)日本側出席者</p> <p>1、名誉団長 福田 赳夫(衆・自)</p> <p>2、団 長 佐藤 隆(〃)</p> <p>3、副団長 井上 善方(衆・社)</p> <p>4、 阿部 昭吾(衆・社民連)</p> <p>5、 矢追 秀彦(衆・公)</p> <p>6、 安孫子藤吉(参・自)</p> <p>7、 柄谷 道一(参・民社)</p> <p>8、 石井 一二(参・自)</p> <p>9、 倉田 寛之(〃)</p>

<p>一九八四・二・二十</p>	
<p>(2) 議 長…バルラム・ジャカール(インド国会議長) 司 会…サット・ポール・ミッター(アジアフォーラム事務総長) 起草委員…石井一二 他五名</p> <p>(3) 主なる日程</p> <p>① 第一日目(二月十七日) 福田赳夫元首相(グローバル・コミッテイ会長)・歓迎挨拶 インデラ・ガンジーインド首相・歓迎挨拶 ヘルムット・シュミット西独前首相基調演説</p> <p>② 第二日目(二月十八日) 黒田俊夫博士「国家開発政策——人口と開発の新たな次元」講演</p> <p>③ 第三日目(二月十九日) ランジット・アタパト・スリランカ厚生大臣 「スリランカ・住民参加」講演</p> <p>④ 最終日 ニューデリ宣言採択</p>	<p>人口と開発に関するアジアフォーラム・各国代表者会議</p> <p>参加国…AFPFD公式参加国(十六カ国) UNDP・UNFPA・IPPF 議 長…佐藤 隆</p> <p>○AFPFD活動方針と展望、今後の活動計画について</p>

財団法人「アジア人口・開発協会」

寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は財団法人 アジア人口・開発協会という。

(事 務 所)

第二条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区永田町二丁目十番
二号 永田町TBRビル七一〇号室に置く。

(支 部)

第三条 この法人は、必要と認めるときは理事会の議決を経て、支部を
設置することができる。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第四条 この法人は、日本及びアジア諸国における人口問題と開発に関
する調査研究等を通じて、社会開発と経済発展に寄与し、もって
アジアにおける福祉の向上と平和の確立及び我が国の国際協力の
推進に資することを目的とする。

(事 業)

第五条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日本及びアジア諸国における人口及び開発問題（食料・農業
問題を含む。以下同じ。）に関する調査研究及び研究の助成
2. 人口及び開発問題に関するアジア諸国の関係機関との情報の
交換及び協力
3. 公的機関、公的団体等によるアジア諸国に係る人口及び開発
事業（農業開発事業を含む。）への協力
4. 会議及び研究会の開催
5. 人口及び開発問題の専門家の派遣及び受入れ

6. 人口及び開発問題に関する資料の収集及び提供
7. 前各号のほか、前条の目的を達成するために必要な事業

第三章 資産及び会計

(資産の構成)

第六条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

1. 財産目録に記載された財産
2. 財産から生ずる果実
3. 寄附金品
4. 事業に伴う収入
5. その他の収入

(資産の種類別)

第七條 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産の二種とする。

② 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

1. 法人設立に際し、財産目録中基本財産とされた財産
2. 法人設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
3. 法人設立後に理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

③ 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第八條 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経た確実な方法により、行うものとする。

(基本財産の処分の制限)

第九條 この法人の基本財産は、処分し、担保に供し、又は運用財産に繰り入れてはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第十條 この法人の事業遂行に要する経費は、運用財産をもって支弁す

る。

(事業計画及び収支予算)

第十一条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会の議決を経て、毎会計年度開始前に主務大臣に届け出なければならぬ。事業計画又は収支予算を変更しようとする場合も同様とする。

(事業報告書及び収支計算書等)

第十二条 毎年度の事業報告書、収支計算書、財産目録及び貸借対照表は、理事長が作成し、監事の監査を経た後、理事会の議決を経て、当該会計年度終了後三月以内に主務大臣に報告しなければならない。

(剰余金の処分)

第十三条 会計年度末に剰余金が生じたときは、理事会の議決を経てその全部又は一部を基本財産に繰り入れるか、又は翌年度に繰り越すものとする。

(会計年度)

第十四条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る。

第四章 役員等

(役員)

第十五条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 十五名以上二十名以内
2. 監事 二名以内

② 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事及び監事)

第十六条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- ② 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を議決し、執行する。
- ③ 監事は、民法第五十九条の職務を行う。

(理事長)

第十七条 この法人に理事長を置き、理事の中から互選する。

- ② 理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する。

(副理事長)

第十八条 この法人に副理事長一名を置き、理事のなかから互選する。

② 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

(任期)

第十九条 役員の任期は、三年とする。ただし、再任を妨げない。

② 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。

③ 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(解任)

第二十条 役員が心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき、又は役員としてふさわしくない行為のあったときは、理事会の議決により解任することができる。

(顧問)

第二十一条 この法人に顧問をおくことができる。

② 顧問は、理事会の推薦により理事長が委嘱し、この法人の運営の基本方針に関し、理事長の諮問に応じ、又は意見を述べる。

(事務局)

第二十二条 この法人の事務を処理するため、事務局を設け、必要な職員を置く。

② 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第二十二条の2 理事長は、主たる事務所、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

1. 寄附行為
2. 理事、監事等及び職員の名簿及び略歴書
3. 許可、認可等及び登記に関する書類

4. 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
5. その他必要な書類及び帳簿

第五章 理事会

(構成)

第二十三条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第二十四条 理事会は、この寄附行為に規定するもののほか、次の事項を議決する。

1. 予算を伴わない権利の放棄または義務の負担
2. その他、この法人の運営に関する重要なこと

(招集)

第二十五条 理事会は理事長が招集する。

- ② 理事又は監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長は速やかに理事会を招集しなければならない。
- ③ 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項、その内容、日時、場所を示して文書をもって七日前までに通知しなければならぬ。ただし、理事全員の承諾があるとき又は緊急を要するときは、この日数を短縮することができる。

(議長)

第二十六条 理事会の議長は理事長とする。

(定足数)

第二十七条 理事会は、理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第二十八条 理事会の議決は、この寄附行為で別に定めるもののほか、出席理事の過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数の場合には議長が決するところによる。

(書面表決等)

第二十八条の2 やむをえない理由により理事会に出席できない理事は、あ

らかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前二条の適用については、出席したものとみなす。

② 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに本協会に到達しないときは、無効とする。

③ 第一項の代理人は、代理権を証する書面を本協会に提出しなければならぬ。

(監事の出席)

第二十九条 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第三十条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

② 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちから、その理事会において選任された議事録署名人二人以上が署名押印しなければならない。

1. 日時及び場所
2. 理事の現在数及び出席理事（書面表決者及び表決委任者を含む。）の氏名
3. 議案
4. 議事の経過の概要及びその結果
5. 議事録署名人の選出に関する事項

③ 議事録は、事務所に備え付けておかなければならない。

第六章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第三十一条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可を受けなければ変更できない。

(解散)

第三十二条 この法人の解散は、理事会において理事現在数の三分の二以上の同意を得、主務大臣の認可があったとき解散する。

(残余財産の処分)

第三十三条 この法人の解散に伴う残余財産は、理事会の議決を経て、主務大臣の許可を得て、類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第七章 雑 則

第三十四条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

1. この寄附行為は、厚生大臣の設立許可のあった日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員は、第十五条から第十八条までの規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第十九条の規定にかかわらず、昭和五十七年三月三十一日までとする。
3. この法人の設立の日の属する会計年度は、第十四条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和五十七年三月三十一日までとする。
4. この法人の設立当初の会計年度の事業計画及び収支予算は、第十一条の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算による。

附 則

この寄附行為の変更は、主務大臣の認可のあった日（昭和五十八年三月三十一日）から施行する。
ただし、第十五条の規定の変更については、昭和五十八年七月一日から施行する。

昭和59年6月31日発行(季刊)

「アジア 人口と開発」 №9

発行者 田中龍夫

発行所 財団法人 アジア 人口・開発協会

〒100 千代田区永田町2-10-2

永田町TBRビル710号

TEL 03(581)7770(代表)